

報告事項2（周知・報告）

令和元年度第3学期（令和2年1月25日以降）における教職員の懲戒処分の状況について

教育長が専決した標記状況について、別紙のとおり報告する。

令和2年6月19日

<参考>

地方公務員法

（懲戒）

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

令和元年度における教職員の懲戒処分の状況について

1 報告期間

令和2年1月25日から令和2年3月31日まで（前回報告以降）

2 概 要

期間中、13件（16名）の懲戒処分を行った。※〔 〕内は前年同期の数

校種別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
高等学校	1 [0]	0 [1]	5 [3]	2 [3]	8 [7]
支援学校	0 [3]	0 [0]	3 [0]	2 [4]	5 [7]
中学校	0 [0]	0 [0]	0 [5]	0 [2]	0 [7]
小学校	2 [1]	0 [1]	1 [1]	0 [0]	3 [3]
合 計	3 [4]	0 [2]	9 [9]	4 [9]	16 [24]

行為態様別	免職	停職	減給	戒告	懲戒計
一般服務関係	1 [0]	0 [0]	4 [9]	1 [8]	6 [17]
公金公物関係	2 [0]	0 [0]	4 [0]	3 [1]	9 [1]
公務外非行関係	0 [4]	0 [2]	1 [0]	0 [0]	1 [6]
交通法規違反等	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]	0 [0]
合 計	3 [4]	0 [2]	9 [9]	4 [9]	16 [24]

(1) 一般服務関係…6件（6名）

①体罰…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（56歳）『減給1月』

令和元年7月、指導を行った際に、生徒の頭髪を掴み、その頭部をプールのオーバーフロー部分に接触させるという体罰を行った。また、複数の生徒をプールサイドに正座させるという体罰を行い、3名の生徒が脚に極軽度の火傷を負った。

②児童へのわいせつ行為…1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性講師（26歳）『免職』

令和元年12月、複数の女子児童に対して、わいせつな行為を行った。

③職務専念義務違反…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭（64歳）『戒告』

平成25年6月から令和元年8月までの間、勤務時間中に、喫煙をした。また、令和元年10月、交通事故により人に傷害を負わせた。

④職務懈怠… 2件（2名）

ア 府立支援学校 男性教諭（62歳）『減給1月』

令和元年9月、生徒を椅子から歩行器へ移乗させた際、腰ベルトの装着を怠り、生徒から目を離した。その間に、生徒は、歩行器から転落し、眉上部を打撲裂傷する怪我を負った。また、転落の状況について管理職に虚偽の報告を行った。

イ 市立小学校 男性校長（47歳）『減給1月』〔(2) ③事案関連〕

学校徴収金等の通帳の適正な管理を怠り、所属事務職員による横領という犯罪行為を招いた。

⑤守秘義務違反… 1件（1名）

・ 府立支援学校 男性校長（59歳）『減給3月』

令和元年10月、守秘義務に反し、教員の人事情報を生徒に故意に漏らした。また、その際の会話内容を生徒が録音していることに気づいた他の教員らが、生徒に録音記録を削除するよう強要した際、それを制止しなかった。

(2) 公金公物関係… 6件（9名）

①通勤手当の不正受給… 4件（5名）

ア 府立高等学校 男性指導教諭（59歳）『減給3月』

令和元年8月及び9月、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自家用車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

イ 府立高等学校 男性教諭（64歳）『減給3月』

平成31年4月、令和元年10月及び11月、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自家用車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

ウ 府立支援学校 男性講師（33歳）『減給4月』

令和元年10月から令和2年2月までの間、公共交通機関を利用する通勤認定を受け、通勤手当を受給しながら、自家用車での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

エ 府立支援学校 男性教諭A（33歳）『戒告』

府立支援学校 男性教諭B（58歳）『戒告』

教諭Aは、平成31年2月から令和元年7月までの間、公共共通機関

又は自転車を利用する通勤認定を受け、また、教諭Bは、平成29年6月から令和元年6月までの間、自転車を利用する通勤認定を受け、いずれも通勤手当を受給しながら、自動車又は自動二輪での通勤を行い、通勤手当を不正に受給した。

②詐欺及び旅費の不正受給…1件（3名）

- ・ 府立高等学校 男性教諭A（64歳）『免職』
府立高等学校 男性教諭B（29歳）『減給1月』
府立高等学校 男性教諭C（52歳）『戒告』

教諭Aは、4年にわたり、架空の納品書及び請求書を学校に提出し、学校から業者に代金を振り込ませ、業者から自身にキックバックさせるなどの方法により現金を得た。また、部活動の大会に生徒らを引率するために出張した際、自己の出張旅費及び生徒の旅費について、虚偽申請を延べ25回行い、不正に受給した。

教諭Bは、部活動の大会に生徒らを引率するために出張した際、自己の出張旅費及び生徒の旅費について、虚偽申請を延べ13回行い、不正に受給した。

教諭Cは、部活動の大会に出張した際、自己の出張旅費について、虚偽申請を延べ3回行い、不正に受給した。

③横領…1件（1名）

- ・ 市立小学校 男性主査（60歳）『免職』

保護者から徴収した平成30年度（独）日本スポーツ振興センターの災害給付制度共済掛金の保護者負担分215,740円を横領した。

(3) 公務外非行…1件（1名）

○つきまとい等…1件（1名）

- ・ 府立高等学校 女性教諭（56歳）『減給1月』

平成30年1月から平成31年4月にかけて、近隣住人に対し、暴言や差別的発言等を行った。

3 府教委の取組み

- 令和2年2月、全教職員の当事者意識を醸成することを目的に、事例に基づいた「不祥事防止に向けたワークシート集」を作成し、校内研修等において個別ワークとグループワークを取り入れるなど、各学校の実情に合わせた活用を、全ての府立学校に指示した。

- 令和2年3月、職員自身が自己点検できるよう、過去に生じた不祥事の実例から、共通する兆候や予防のために役立つチェックポイントを事例毎にまとめた「不祥事防止チェックリスト」を改訂し、4月に採用された教職員に配付した。

- 令和2年度「府立学校初任者研修」、「新規採用者研修」において、『教職員の服務規律』の研修を行った（令和2年4月3日から23日の間に、WEB配信方式により、各学校で実施）。

- 令和2年度の府立学校新任校長及び教頭のための研修資料において、職員の不祥事防止に向けた注意喚起を行った（令和2年度第1回の研修が中止となったため、研修資料を対象者に配付）。

■令和元年度 懲戒処分の内訳(校種別) (令和2年1月25日～令和2年3月31日)

(単位:人)

年度	免職		停職		減給		戒告		合計	
	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30
高校	1			1	5	3	2	3	8	7
支援学校		3			3		2	4	5	7
中学校						5	0	2	0	7
小学校	2	1		1	1	1	0		3	3
合計	3	4	0	2	9	9	4	9	16	24

(単位:人)

年度	一般服務関係														公物公金関係						公務外非行関係										合計					
	体罰		卒業式における不起立		児童生徒へのわいせつ・セクハラ・不適切指導・不適切行為		同僚職員へのわいせつ・ハラスメント		欠勤・職務専念義務違反		守秘義務違反		個人情報の流出		職務懈怠		手当不正受給・着服		詐欺・旅費不正受給		横領		つきまとい等		痴漢		児童ポルノ禁止法違反		窃盗				殺人		暴行及び傷害	
	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30		
高校	1	1		1					1	1				2			2		3			1											8	7		
支援学校						2				1	1			1			3	1								1		1				5	7			
中学校		4				1						1	1																			0	7			
小学校					1							1	1					1							1						1	3	3			
合計	1	5	0	1	1	3	0	1	1	2	1	0	0	3	2	2	5	1	3	0	1	0	1	0	0	1	0	2	0	1	0	1	0	1	16	24

■行為態様別懲戒処分件数比較 (令和2年1月25日～令和2年3月31日)

(単位:人)

種別	免職		停職		減給		戒告		合計		
	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	R1	H30	
年度											
一般服務関係	体罰				1	5			1	5	
	卒業式における不起立						1	0	1	1	
	児童生徒へのわいせつ・不適切指導・不適切行為(セクハラ)	1					3	1	3	3	
	同僚職員へのハラスメント				1			0	1	1	
	欠勤・職務専念義務違反				1	1	1	1	2	2	
	守秘義務違反				1			1	0	1	0
	個人情報の流出						3	0	3	3	
公金公物関係	職務懈怠				2	2		2	2	2	
	手当の不正受給・着服				3		2	1	5	1	
	詐欺・旅費不正受給	1			1		1		3	0	
	横領	1							1	0	
公務外非行関係	つきまとい等				1				1	0	
	痴漢					1			0	1	
	児童ポルノ禁止法違反					2			0	2	
	窃盗					1			0	1	
	殺人					1			0	1	
暴行及び傷害					1			0	1		
合計	3	4	0	2	9	9	4	9	16	24	

■令和元年度の懲戒処分の状況について

■懲戒処分件数

(処分内容別)

(単位:人)

	免職	停職	減給	戒告	計
令和元年度(計)	7	3	19	10	39

(校種別)

(単位:人)

	高校	支援学校	中学校	小学校	計
令和元年度(計)	18	12	2	7	39

(態様別)

令和元年度

(単位:人)

種別		免職	停職	減給	戒告	懲戒処分計
一般服務関係	児童生徒への体罰・暴行			6	1	7
	卒業式における不起立				1	1
	児童生徒へのわいせつな行為・セクハラ等	2	1	1	1	5
	同僚職員へのセクハラ			1		1
	欠勤・職務専念義務違反			1	3	4
	営利企業従事制限違反		1			1
	職務懈怠			1		1
	管理職の職務懈怠			1		1
	いじめ事案に関する不適切対応				1	1
	特別休暇の虚偽申請	1				1
	守秘義務違反			1		1
公金公物関係 (通勤手当不正受給等)		2		6	3	11
公務外非行	盗撮	1	1			2
	つきまとい等			1		1
	—					
	—					
	—					
	—					
交通事故・交通法規違反		1				1
合計		7	3	19	10	39

■平成30年度の懲戒処分の状況について

■懲戒処分件数

(処分内容別)

(単位:人)

	免職	停職	減給	戒告	計
平成30年度(計)	18	7	27	19	71

(校種別)

(単位:人)

	高校	支援学校	中学校	小学校	計
平成30年度(計)	32	13	14	12	71

(態様別)

平成30年度

(単位:人)

種別		免職	停職	減給	戒告	懲戒処分計
一般服務関係	児童生徒への体罰			10		10
	卒業式における不起立				3	3
	児童生徒へのセクハラ・不適切な行為・不適切な指導	1		5	4	10
	同僚職員へのハラスメント		1	2		3
	欠勤・職務専念義務違反・不適切な申請			2	4	6
	入試ミス・学校事故・個人情報の流出			1	5	6
	管理職の職務懈怠			3	1	4
	—					
	—					
	—					
	—					
公金公物関係 (着服、通勤手当不正受給、公物窃取)		2		3	2	7
公務外非行	盗撮	4				4
	ストーカー規制法違反・つきまとい行為		2			2
	児童ポルノ禁止法違反・児童福祉法違反	3				3
	痴漢・強制わいせつ	3	1			4
	卒業生へのセクハラ			1		1
	窃盗・事後強盗未遂	3	1			4
	殺人・暴行及び傷害	1	1			2
交通事故・交通法規違反		1	1			2
合計		18	7	27	19	71